

平成 23 年 12 月 21 日

社会福祉懇談会
会員の皆様

社会福祉懇談会
会長 高岡 國士

地方経営者協会の任意加入について（お知らせ）

拝啓 師走の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、これまで地方分権が進む中、他産業とのつながりや経営、人材育成を学ぶため地方経営者協会への加入を必須要件としてまいりましたが、平成 23 年 12 月 2 日の臨時総会にて地方経営者協会への加入はそれぞれの法人に任せるということが決定いたしました。

その理由としては、経営セミナーでも会員法人が自らの力で法人経営を実践していく機会としていただくべく企画をまいりましたので、会員法人の皆様におかれましては、十分にそのノウハウを実践していただいていること、また、今年度から日本経団連を退会し、経営品質賞を提唱し、普及に努めている日本生産性本部・経営品質協議会に加入することにより、さらなる政策提言や福祉経営の質の向上を図っていることがあげられます。

それに伴い、今年度 1 年間は、地方経営者協会の取り組みを見ていただき、その良さを再確認していただくとともに、会員法人の皆様の選択の期間とさせていただきます。

任意加入になった場合、社会福祉懇談会の年会費は 4 万円となります。その内訳は、社会福祉懇談会会費として 3 万円、日本生産性本部・経営品質協議会会費として 1 万円です。

つきましては、地方経営者協会を退会希望の法人は手続きをお願いいたします。特にお申し出がない法人は、そのまま継続会員となります。お手続きの流れについては、別紙資料①をご覧ください。任意加入の適用につきましては、平成 24 年 4 月 1 日からとなります。

しかしながら、地方経営者協会の配慮で、本来であれば従業員数で会費を算出するなど高額な年会費になるところを、これまで平均して年会費 5 万円という安い金額設定をしていただいております。任意加入となった後も継続して加入される法人については、これまで同様の年会費または同等の年会費になるように対応してくださるところがほとんどですので、引き続き加入されることもご検討いただければと思います。（※別紙資料②参照）

敬具

地方経営者協会退会の手続きについて

1. 方法：①「法人名」を記載し、「地方経営者協会退会希望」と明記の上、
メールにて懇談会事務局までお送りください。
(※口頭でのお申し出はお受け致しかねます。)②退会希望のメールを確認後、懇談会事務局より地方経営者協会退会届をお送りいたします。③退会届が届きましたら、法人名、住所を記入いただき、法人印を押印の上、懇談会事務局 藤澤までご返送ください。
2. メール送信先：info@shafukukon.com 社会福祉懇談会事務局 藤澤宛
3. 退会お申出期日：平成24年1月31日(火)まで
4. 退会届送付先：〒701-0113 岡山県倉敷市栗坂8番地(福)クムレ内
社会福祉懇談会事務局
5. 退会届返送期日：平成24年2月29日(水)まで
6. 退会日：平成24年3月31日付
7. 注意事項：①お申出のない法人はそのまま継続会員となります。
②任意加入の適用は平成24年4月1日からです。
8. 本件問合せ先：〒701-0113 岡山県倉敷市栗坂8番地(福)クムレ内
社会福祉懇談会事務局 藤澤
TEL086-464-0071 FAX086-464-0072
メール info@shafukukon.com

【継続会員および新規会員の取り扱い】

	会費	請求元	新規加入者への対応
東京経営者協会	50,000円	東京経営者協会	個別に相談に応じる。
神奈川県経営者協会	50,000円	神奈川県経営者協会	年会費 50,000円
関西経済連合会	52,500円	関西経済連合会	現状は規定として無いので新規加入自体できない。
広島県経営者協会	50,000円	広島県経営者協会	年会費 50,000円
大分県経営者協会	50,000円	大分県経営者協会	年会費 50,000円
鳥取県経営者協会	従業員数で算出だが、1事業所で算出する等考慮する。	鳥取県経営者協会	従業員数で算出だが、1事業所で算出する等考慮する。
静岡県経営者協会	50,000円	静岡県経営者協会	年会費 50,000円
福岡県経営者協会	50,000円	福岡県経営者協会	個別に相談に応じる。
山口県経営者協会	50,000円	山口県経営者協会	年会費 50,000円
富山県経営者協会	46,200円（次年度より増額予定）	富山県経営者協会	年会費 46,200円（次年度より増額予定）
和歌山県経営者協会	60,000円	和歌山県経営者協会	年会費 60,000円
岡山県経営者協会	50,000円	岡山県経営者協会	年会費 50,000円 入会金 1,000円～5,000円要（従業員規模）
香川県経営者協会	50,000円	香川県経営者協会	年会費 50,000円
千葉県経営者協会	従来通り年会費は従業員数に基づいて算出。会費請求元も千葉県経営者協会が行う。		
京都経営者協会	従来通り全法人が加入し、年会費 50,000円、会費請求元は京都経営者協会が行う。		

※新規加入の場合、社会福祉懇談会の会員であるという旨の記載が必要になります。